

社会福祉法人すぎな会役員並びに評議員報酬等支給基準

社会福祉法人すぎな会理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準は、次のとおりとする。

(1)	報酬	理事長	年額	300,000 円
		理事	年額	30,000 円
		監事	年額	30,000 円
		評議員	年額	10,000 円

(2) 費用弁償 費用弁償として日額 4,000 円を支給し、車賃として次の基準により支給する。

- | | | |
|---|-----------------------------------|-------|
| ① | 会議場までの距離が 10 キロメートル未満 | 300 円 |
| ② | 会議場までの距離が 10 キロメートル以上 20 キロメートル未満 | 600 円 |
| ③ | 会議場までの距離が 20 キロメートル以上 30 キロメートル未満 | 900 円 |

(3) 平成 31 年 4 月 1 日より適用する。